

公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、令和7年8月豪雨水害における災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

令和7年11月20日

社会福祉法人大阪府共同募金会

会 長 多 田 龍 弘

記

1. 拠出の趣旨

令和7年8月豪雨水害の被災地熊本県においては、現在も多くの市町村で災害ボランティアセンター等の活動が継続されている状況にある。

そのような状況の中、災害ボランティアセンターの運営において、これまで熊本県共同募金会で保有していた災害等準備金により助成を行ってきたが、資金が不足する見込みであるため、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人熊本県共同募金会から拠出の要請があった。

社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンター運営のため、大阪府における災害等準備金を拠出した。

2. 拠出先

社会福祉法人熊本県共同募金会

3. 拠出額

1, 310, 000円